

令和7年(2025年)9月18日
子ども・子育て会議資料
健康福祉部障害福祉課

児童発達支援事業所等利用支援事業に係る第1子無償化について

1 目的

区では、児童発達支援や保育所等訪問支援などの児童福祉法に基づく障害児を対象とした児童発達支援事業等を実施している。

令和7年9月から、東京都において、保育料の第1子無償化に合わせて、児童発達支援事業所等の利用にあたって、現行実施している0～2歳の第2子以降の児童に加えて、0～2歳児の第1子についても利用者負担額の無償化を開始することから、以下のとおり、区における無償化事業を実施する。

2 無償化事業の概要

児童発達支援事業等を利用した場合に、世帯の所得に応じた利用者負担額を上限として、利用日数等に基づき利用者負担額（1割部分）を事業所に支払う必要がある。この利用者負担額を区が事業所に給付することで、実質的に利用者負担額を無償化するものである。

（1）対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

（2）対象者

上記サービスを利用する0～2歳の児童

ただし、年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含む。

（3）無償化に係る手続き

対象者からの申請書をもとに支給決定を行う。

（4）事業開始日

令和7年9月1日（月）

3 事業開始にあたっての周知方法

児童発達支援事業等の利用者への周知については、区から郵送により個別に通知するほか、東京都福祉局及び中野区公式ホームページにて広報する。また、事業所については、東京都福祉局が案内を行っている。